

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和5年2月28日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 土門 栄文

- 1 調達番号
帯防第5-1号
- 2 見積合わせ実施日
令和5年3月14日（火）
- 3 件名
令和5年度帯広地方合同庁舎エレベーター保守管理業務
- 4 調達内容

品名	仕様等	数量
仕様書のとおり。		

- 5 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 参加資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「D」の等級以上の格付けを有すること。

その他については「帯広防衛支局オープンカウンター参加資格」を参照すること。なお、同参加資格の記の5に関し、見積書の提出時に「暴力団排除に関する誓約書」を提出すること。

本案件は、見積及び資料提出等を電子調達システム（政府電子調達（GEP S）（以下「電子調達システム」という。））（電子調達システムURL：<https://www.geps.go.jp>）により行う案件である。ただし、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙見積方式変更届（別記様式第1）を下記8に提出した場合、紙見積方式に代えるものとする。

7 見積書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年3月13日（火）17時まで
- (2) 提出方法 電子調達システムにより提出する。ただし、紙見積方式による場合は、下記8に持参又は郵送若しくは託送により提出する。持参の場合は、平日9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）。郵送若しくは託送の場合は、提出期限までに必着とする。
- (3) 提出書類 見積書（別記様式第2）、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し及び暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3）

8 見積手続担当部局

〒080-0016

北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎2階

帯広防衛支局総務課経理係

電話 0155(22)1181

FAX 0155(23)8482

※提出の際は決定者連絡用にmailアドレスが記載された担当者の名刺等も提示のこと。

9 契約書等作成の要否

契約書の作成を要する。

10 注意事項

- (1) 決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額とすること。なお、紙見積方式による場合の見積書には、見積書に記載した金額が消費税を含んでいない旨を明記すること。
- (2) 「見積合わせ心得書」を参照すること。
- (3) 本件見積合わせに係る契約は、令和5年度予算が成立し、本件に係る予算示達がなされることを条件とする。令和5年4月1日までに令和5年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、予算が成立した日以降に契約を締結する。また、暫定予算が成立した場合、当面、暫定予算の期間を契約期間とする場合がある。

帯広防衛支局オープンカウンター参加資格

帯広防衛支局が実施する物品及び役務の調達その他の契約において、オープンカウンター方式による見積合わせに参加することができる者は、下記のいずれにも該当する者とする。

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、見積合わせを実施する案件に係る「D」の等級以上の格付けを有し、北海道地域の競争参加を希望する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- 4 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。なお、見積合わせ実施後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を締結しない。

オープンカウンター方式とは、随意契約において、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、見積合わせを実施し、契約の相手方を決定する方式です

見積合わせ心得書

(目的)

第1条 帯広防衛支局が実施する物品及び役務の調達その他の契約におけるオープンカウンター方式による見積合わせの取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他法令に定めるもののほかこの心得書の定めるところによるものとする。

(見積書の提出)

- 第2条 見積合わせに参加を希望する者は、電子調達システム、北海道防衛局ホームページ等で掲載又は帯広防衛支局が手交した「オープンカウンター方式による見積合わせの実施について」等の見積合わせに係る資料（以下「見積合わせ資料」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。
- 前項において希望があれば、手交に替え見積合わせ資料を電子メール又はファックスにて受領することができる。
 - 電子見積参加者は、電子調達システムにおいて見積書を作成し、見積書提出締切時刻までに提出しなければならない。見積書及び内訳書が見積書提出締切時刻までに電子調達システムサーバーに未到達、かつ、連絡がない場合又は持参若しくは到達しない場合には、当該見積参加者は見積を辞退したものとみなす。また、紙見積参加者は、紙見積方式変更届を提出するとともに、見積書を作成し、持参又は郵送若しくは託送（以下「郵送等」という。）にて見積書を提出するものとする。見積書の日付は、提出締め切り日までの日付とする。郵送等による見積参加者は、見積書及び内訳明細書を封筒に入れて封かんし、見積書を入れた封筒の表に「見積書在中」と朱書きし、封筒の表に見積件名、見積合わせ日時及び商号又は名称を記載の上、見積書受付締切時刻までに帯広防衛支局総務課経理係宛てに持参又は郵送等（必着）しなければならない。
 - 紙見積書の様式は任意とする。ただし、見積合わせ資料に係る資料において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
 - 紙見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - 調達番号、件名、金額、電子くじ番号、日付、連絡先、担当者、連絡用電子メールアドレス等を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者又は契約権限等を委任された者）の記名押印をすること（見積する法人又は団体が発行したものと証明が可能又は真正性が確認できる場合は押印を省略できるものとする。）。
 - 見積金額を訂正しないこと。
 - 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
 - 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。
 - 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官（会計法第13条第3項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと。
 - 見積書の提出の際に、暴力団排除に関する誓約書及び公示した格付けを有することを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、見積書の提出時に当該格付けを有していない者にあつては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとする。電子見積参加者は、電子調達システムにより提出すること。
 - 紙見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参の他、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。

8 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

9 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(同等品による見積書の提出)

第3条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書の提出前に、分任支出負担行為担当官等から同等以上の製品であることの確認を受けなければならない。

(見積合わせ)

第4条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、公示した実施日に非公開で行う。

3 提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、分任支出負担行為担当官が選定した者に見積書の提出を依頼することができる。

(無効な見積書)

第5条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

(1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書

(2) 件名、金額、記名押印等見積書に記載を必要とする事項の記載を欠く見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

(5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書

(7) 提出期限までに提出されなかった見積書

(8) 見積合わせ資料に定める条件に違反して提出された見積書

(9) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、直ちに、電子調達システムによりくじ引きを実施し決定する。

3 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知する。

(結果の公表)

第7条 見積合わせの結果は、北海道防衛局ホームページ並びに帯広地方合同庁舎において公表する。

2 前項の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する照会には応じない。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、分任支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、交付された日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官から承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合で、請書（防衛省所管契約事務取扱規則（平成18年防衛庁訓令第108号）第53条に規定する請書をいう。）の作成を要する場合においては、契約の相手方に決定した後速やかにこれを分任

支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第9条 見積書を提出した者は、見積書の提出後に、見積合わせ資料の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第10条 その他、必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 分任支出負担行為担当官は、契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 分任支出負担行為担当官は、都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 分任支出負担行為担当官は、契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止の措置を行うことができる。
- (6) 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

紙見積方式変更届

- 1 調達番号
- 2 件名
- 3 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

見積者

住所(又は所在地)

商号又は名称

代表者等氏名

連絡先担当者

連絡先電話番号

連絡先mailアドレス

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 土門 栄文 殿

見 積 書

- 1 調達番号：
- 2 件名：
- 3 見積金額：¥
- 4 電子くじ番号：

上記の金額をもって見積合わせ心得書の条項を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 土門 栄文 殿

見積者
住所(又は所在地)
商号又は名称
代表者等氏名
連絡先担当者
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス

- 注1：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。
注2：電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

暴力団排除に関する誓約書

当社

私（個人の場合）

当団体（団体の場合）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

会社名及び代表者名